

## 「パワー」と「リターン」による支配の評価に注意！

### 「連結の範囲」プロジェクト

#### はじめに

国際会計基準審議会 (IASB) は、昨年 11 月に公開草案 ED10 号「連結財務諸表」(以下、「公開草案」という) を公表している。当公開草案の目的は、現行の IAS27 号「連結財務諸表および個別財務諸表」および SIC12 号「連結—特別目的事業体」に代えて、新たな連結規定についての単一の IFRS を設け、企業の支配の定義を明確化するとともに適用上の論点を取り扱い、連結および非連結事業体についての開示を拡大することである。

公開草案の内容は、IASB が 2003 年 6 月に開始した連結プロジェクトにおいて検討されてきたものであるが、金融危機や金融安定化フォーラムの勧告に対応して作業を加速化し公表された。なお、IASB は別のプロジェクトで金融商品の認識の中止を検討しており、本公開草案で扱っている組成された事業体 (Structured entity) と密接に関連する。このため、IASB は金融商品の認識の中止を扱った公開草案「認識の中止 IAS39 号および IFRS7 号の改訂案」を本年 3 月に公表している。

なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りしておく。

#### 現行の IFRS の問題点

報告企業が他の事業体を連結するときの判定は、従来から「支配」によっている。現行の IAS27 号は、その「支配」を「他の事業体の活動からの便益を獲得するための財務および営業の方針を統治する力」として定義し、連結の範囲を決定する支配力基準をとっている。具体的には、企業の議決権の過半数を直接・間接に保有している場合には支配が存在しているものとの強い推定が働くこととされているが、議決権が過半数に満たない場合でも、図表 1 の状況では支配が存在するものと定められている。

(図表 1) 支配の存在の推定

|     |   |
|-----|---|
| (a) | 他の投資家との合意を通じて議決権の過半数を有している場合            |
| (b) | 法律や契約により財務および経営方針を左右する力を有している場合         |
| (c) | 取締役会等企業を統治している機関の構成員の過半数を選解任する力を有している場合 |
| (d) | 取締役会等企業を統治している機関における投票権の過半数を有している場合     |

すなわち、支配力基準として、議決権を基礎とした実質的支配により支配の評価が行われてきており、後述する「パワー」における支配の評価に着目して連結範囲が決定されてきた。

一方、特別目的事業体 (SPE) についての支配の判定は困難であるため、SIC12 号が別途、図表 2 のように連結すべき状況についての指標を示している。

(図表2) SPE を連結すべき状況

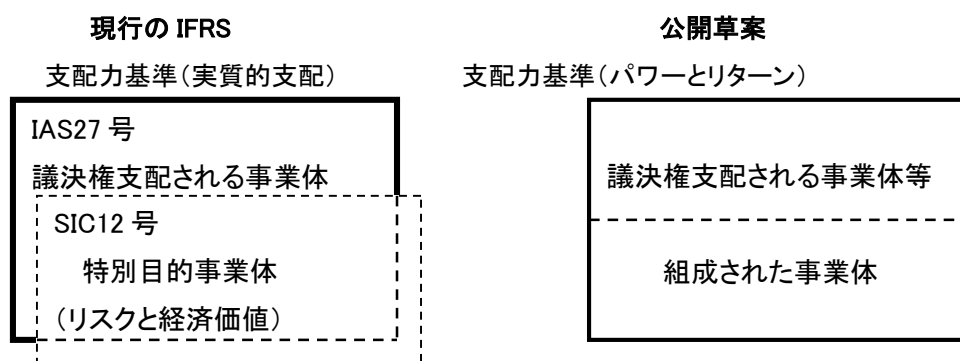
|                 |  |
|-----------------|--|
| (a)事業活動         | 実質的に、SPE の事業活動が企業の特定の事業上の必要に従ってその企業のために行われ、それにより企業は SPE の事業運営から便益を受けている。                 |
| (b)意思決定         | 実質的に、企業は SPE の事業活動の便益の大半を獲得するための意思決定の権限を保有し、または「自動操縦」のしくみを設定することによって企業はこの意思決定の権限を委託している。 |
| (c)便益とリスク       | 実質的に、企業は SPE の便益の大半を獲得する権利を持つゆえに SPE の事業活動に伴うリスクに晒されている。                                 |
| (d)残余価値または所有リスク | 実質的に、その企業は、SPE の事業活動からの便益を得るために、SPE またはその資産に関連した残余価値または所有リスクの大半を負っている。                   |

SIC12号では、誰が便益を受けているか、誰がリスクを負担しているのかが分析され、SPEの支配の推定が行われる。しかし、リスクと経済価値に重点が置かれるため、支配に重点を置くIAS27号との不整合が生じていた。

また、SIC12号ではSPEを限定的で明確に定義された目的を有する事業体と定義しているが、この定義だけではIAS27号とSIC12号のいずれが適用されるかの判断が困難なため、SPEの連結の実務が多様化し、比較可能性が失われているという指摘があった。

すなわち、図表3に示すように、現行のIFRSでは、支配力基準をとっているが、SPEについてはリスクと経済価値を考慮している。これに対し、公開草案は、このような2つの基準を、支配力基準の下で1つの基準とすることを提案している。

(図表3) 現行のIFRSと公開草案



## 支配の定義

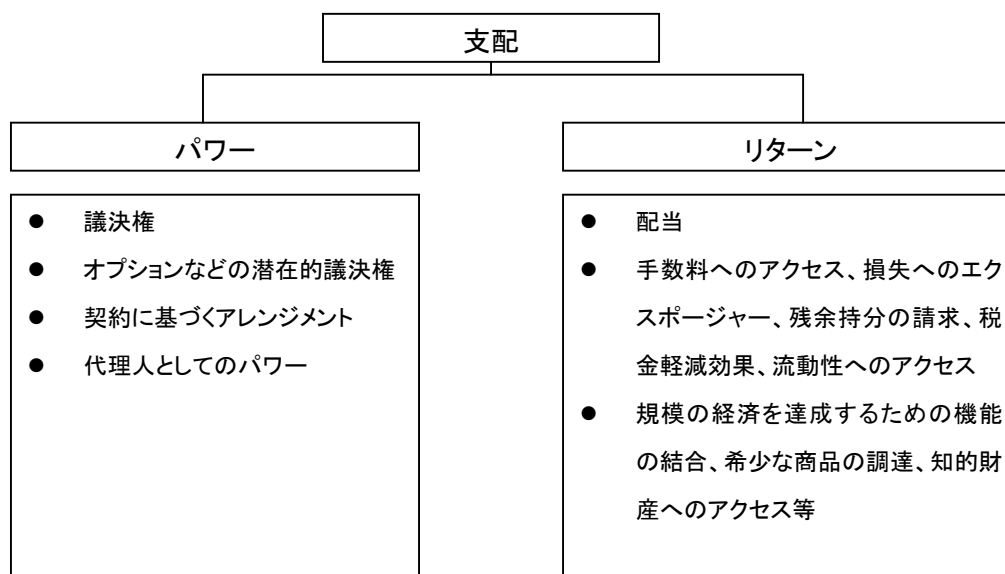
公開草案は、支配を「報告企業が自己のリターンを生成するために、他の事業体の活動を指揮するパワーを有している場合に当該他の事業体を支配している」と定義している (para.4)。公開草案は、支配により、企業が自らの便益のためにパワーを利用するので、パワーとリターンは連動していなければならないとみている。すなわち、支配はパワーだけに基づくのではなく、パワーによって便益を得る(また

は損失の発生を減らせる)能力も含めるべきであるとしている(para.BC55)。

このように公開草案は、支配をパワーだけでなくリターンからの検討を行うことを提案している。このようなパワーとリターンは、図表 4 に示した項目から構成されるとしている (paras.8-11)。

このように、公開草案は幅広い内容のパワーとリターンの観点から支配の評価を行うことを求めている。

(図表4) パワーとリターン

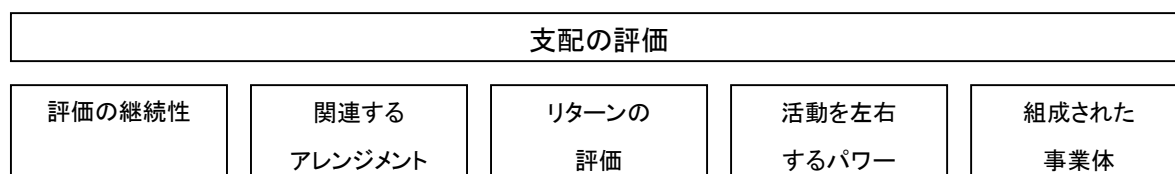


## 支配の評価

### (1) 支配の評価の要素

公開草案はこのように支配を定義した上で、支配の評価のステップへ進む。支配の評価では、図表 5 に示すように、評価の継続性、関連するアレンジメント、リターンの評価、活動を左右するパワー、組成された事業体から構成されている。

(図表5) 支配の評価



評価の継続性については、パワーとリターンを継続して評価することが要求される(para.15)。関連するアレンジメントについては、議決権の他にその企業の営業活動を左右するパワーを報告企業へ与える契約など、すべての関連するアレンジメントの条件を考慮することを要求している(para.17)。リターンの評価では、複数の関連するアレンジメントを一緒に評価する必要があるとされ、たとえば、報告企業がある企業を支援するために当初固定報酬を受取っており、関連するアレンジメントの結果、信用お

よび流動性支援を行う場合、当初の固定報酬およびリターン（正および負の両方）は一緒に検討されなければならない(paras.19,20)。

以下では、公開草案における重要な論点である活動を左右するパワーおよび組成された事業体における支配の評価の内容を説明していきたい。

## (2) 活動を左右するパワー

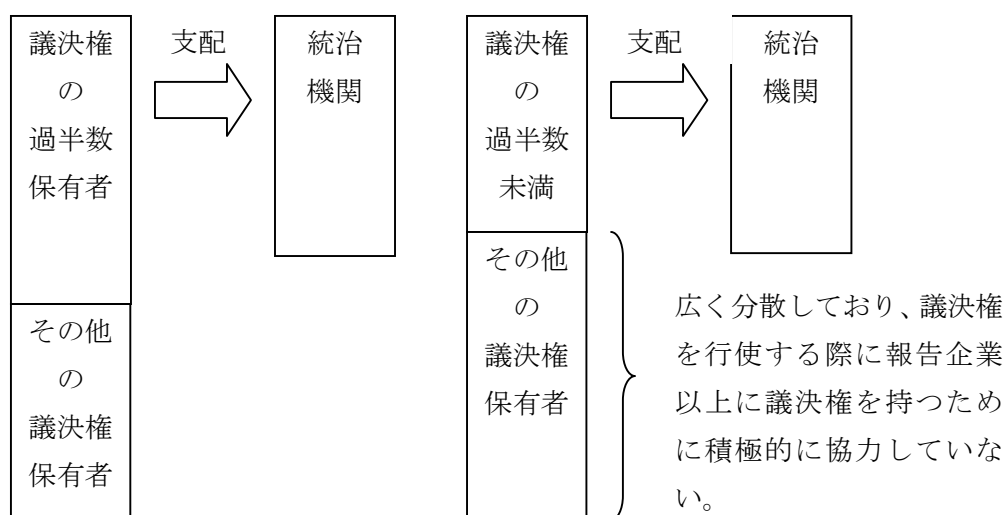
活動を左右するパワーについては、議決権支配による企業を前提に議決権をどの程度有するか否かにより論じられている。

### ① 議決権の過半を有する場合

図表 6 の(A)のように、企業の統治機関のメンバーの選任または解任が議決権により決定される場合、議決権の過半を有することにより、当該機関を支配し、当該企業の活動を左右するパワーを有する(paras.23,24)。

### (図表6) 議決権による支配

#### (A) 議決権の過半を有する場合 (B) 議決権の過半を有しない場合

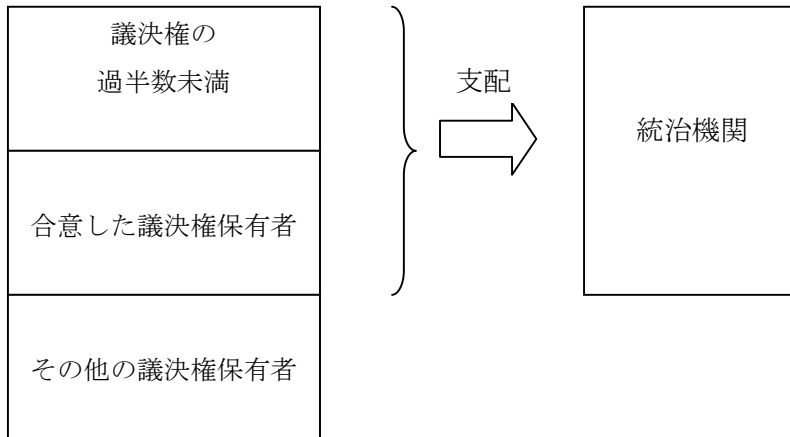


### ② 議決権の過半を有しない場合

一方、図表 6 の(B)のように議決権の過半を有していない場合でも、他のいかなる企業よりも多く議決権を保有している場合、報告企業の議決権が、当該企業の戦略的な営業および財務を決定するのに十分な場合は支配しているとしている。

また、図表 7 に示すように、報告企業およびその他の議決権保有者との合意により、報告企業は他の企業の活動を左右するパワーを与えるだけの議決権を行使する権利を有することができ、報告企業が自らのパワーを生み出すためにこれらの議決権を行使できる場合は、支配していることになる(paras.26,27)。

(図表7) 報告企業およびその他の議決権保有者との合意による支配



(3) 組成された事業体

公開草案は「組成された事業体」という用語を新たに導入した。組成された事業体とは、SIC12号におけるSPEと類似の特徴を有するものであるが、前記の「活動を左右するパワーの評価」のように活動が左右されていない程度に活動が制限されている事業体と定義されており( para.30)、基本的には議決権に着目することによって支配の評価が行えない事業体を指していると考えられる。

組成された事業体については、公開草案は議決権支配による企業より実質的な判断を要求しており、目的およびデザイン、リターン、活動、関連するアレンジメント、制限された、または事前に決定された戦略的な方針を変更する能力を総合的に支配の有無の判断を要求している( paras.31-38,B3-B8)(図表8)。

(図表8) 組成された事業体への支配の評価の方法

|             |   |
|-------------|---|
| 目的およびデザイン   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 報告企業の活動の一部である活動を行うために設立されているか(例: 報告企業のために資金調達を行い、報告企業が使用する資産の法的所有権を保有するために設立されている場合)。</li> </ul>             |
| リターン        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 報告企業は、組成された事業体にとって潜在的に重要となるリターンの変動性に晒されており、かつ他のいかなる当事者よりもエクスポージャーが大きいのか。</li> </ul>                          |
| 活動          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 状況が変化する事象が生じたときに行動をとることができる報告企業の能力は、報告企業のリターンを変動させる活動に関連しているか。</li> </ul>                                    |
| 関連するアレンジメント | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 報告企業が組成された事業体を設立し、報告企業の固定金利債権を現金で購入し、当該債権の回収を行い仕組事業体の投資者にパススルーする場合、特定期間以上延滞している債権が報告企業に売り戻されているか。</li> </ul> |

|   |   |
|---|---|
| 制限された<br>または事前<br>に決定され<br>た方針を変<br>更する能力 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業体を解散したり、その定款、規則を変更する能力によりその活動を指揮する力を有しているか。</li> </ul> |
| 代理人関係                                     | 本文中「(4)①代理人関係」参照。   |

#### (4) その他の留意事項

前記以外に、公開草案は、次のように支配の評価において代理人関係、潜在的議決権に着目している。

##### ① 代理人関係

代理人は、依頼人へのリターンを生み出すために、委任された意思決定を行うものであり、本人の最善の利益のために行動することが求められている。企業は、たとえ直接パワーを有していなくても、代理人を通じて、事業体の営業および財務活動に関連する意思決定を行う場合には、活動を指揮している能力があると判断される場合がある。公開草案では、代理人の解任権の内容、代理人の報酬形態を検討して、報告企業、代理人のいずれかが支配しているかを判断することにされている (paras.B3-B8) (図表 9)。

(図表9) 代理人関係における支配の評価

|      |   |
|------|---|
| 解任権  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 報告企業が無条件で代理人を解任することができる場合は、報告企業が支配している。</li> </ul>                 |
| 報酬形態 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 代理人が提供したサービスに見合わない手数料を受取っている場合は、代理人としての関与を超えた企業への支配である。</li> </ul> |

##### ② 潜在的議決権

報告企業が、議決権を獲得するためのオプションまたは転換可能な金融商品の保有により、報告企業に他の企業の活動を左右するパワーを有しているかどうかの検討も要求されている。報告企業が、議決権とともに、もし行使または転換されれば、報告企業に当該企業の戦略的な営業および財務の方針を決定するのに十分な議決権を与えることになる、議決権を獲得するためのオプションや転換可能な金融商品を保有している場合などが該当する (paras.13)。

#### 開示

世界的な金融危機により、報告企業が支配していない組成された事業体の性質、その関連するリス

ク、報告企業の関与についての開示の改善が必要とされている。このため、報告企業の有する非支配持分が報告企業グループの活動に対して有する利害関係などオフバランス活動についての情報を開示することを要求している(paras.48)。

## おわりに

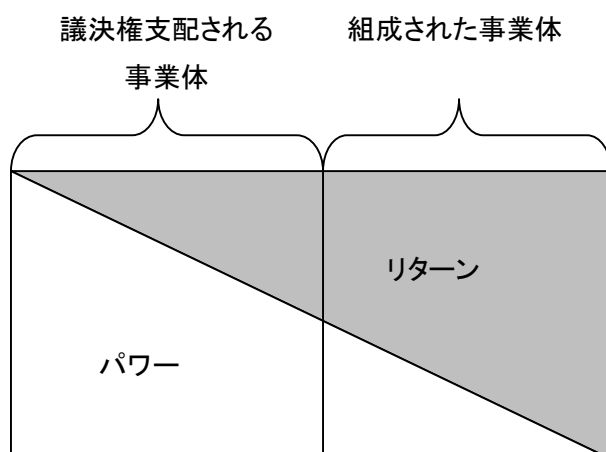
以上のとおり、公開草案は従来のパワーに加え、リターンの要素を明示的に支配の定義に加えることにより、組成された事業体を含むすべての事業体に対する支配の評価を行うことを提案している。そして、議決権支配される事業体と組成された事業体のそれぞれについて、パワーの要素とリターンの要素の強弱を判断して支配の評価を行っていくものである(図表 10)。

したがって、現行の IFRS のように議決権支配による企業、特別目的事業体を分類し、原則として前者にはパワー、後者についてはリターンを中心に支配の評価を行うアプローチとは異なり、より実質的にパワーとリターンをみながら事業体の支配の評価を要求している。

また、前記「支配の評価」で解説したように、議決権の過半を有しない場合に、他の議決権保有者が広く分散しており、議決権を行使する際に報告企業以上に議決権を持つものの、積極的に協力していない状況を考慮することを要求していること、代理人関係を支配の評価に加えている点など、従来になかった新たな規定が追加されている点にも留意する必要がある。

従来、わが国の連結会計基準では、パワーを中心として支配の評価を考えてきたため、こうしたリターンによる支配の評価の観点が増加されている点で、再度連結対象の範囲を検討する必要がある。なお、現段階では公開草案であり、実務適用をめぐってさまざまな意見が提出され、今後さらに検討が進められると考えられる。また、連結は IASB と FASB のコンバージェンスを目的とした覚書(MoU)の項目となっているが、今回は IASB 単独の公開草案であり、今後、FASB との調整の方向も注目される。

(図表 10) パワーとリターンによる支配の評価



この記事は、『旬刊経理情報』5月10・20日合併特大号に掲載したものです。発行元である株式会社中央経済社の許可を得て、あらた監査法人がウェブサイトに掲載しているものですので、他への転載・転用はご遠慮ください。